



秋田県議会 ● 会派 i b u k i
元気主義

県議会9月定例会
が終了しました。
今 議会は台風被

● 一般会計補正予算
平成十六年度の一般会計補正予
算案は約二十三億八千万円です。審
議の結果、原案通り可決されました。
(別表参照)

● 市町村合併

今回の県議会では、秋田市・由
利本荘市・潟上市の廃置分合案を審
議し、議決しました。

1. 秋田市・河辺町・雄和町を翌年
一月十一日に秋田市へ編入。
2. 由利本荘市・本荘市・矢島町・
岩城町・由利町・西目町・鳥海
町・東由利町・大内町が翌年三
月二十二日に合併。
3. 潟上市・昭和町・飯田川町・天
王町が翌年三月二十二日に合併。



《解説》市町村合併は、関係する全
ての自治体の議会で合併を議決後、
知事に合併の申請を行います。知
事は県議会の議決を経て、合併の
決定を行うのですが、その後総務
大臣の告示で初めて合併の効力が
生じ、新市町村の誕生となります。
この事務手続きに要する時間や、
新市内部の課題解決に要する日数
を見こし、新市の発足期日とする
のが通常です。

● 工事契約(新規分)

- 「秋田中央道路整備工事」
秋田市旭北錦町地内
契約額は二〇億六一一五万円
- 「秋田湾・雄物川流域下水工事」
秋田市向浜地内
契約額は九億二一九〇万円
- 「国道特殊改良一種工事」
国道一〇七号線東由利町板戸地内
契約額は七億二七六五万円

《解説》秋田県では一件あたりの契
約予定価格が五億円以上の工事、又
は製造の請負契約を締結しようとす
る時議会の議決が必要です。

● その他の主な審議案件

- 本会議で採択した意見書は、
◎ 社会資本の整備を進める真の「三
位一体の改革」
 - ◎ 台湾からの観光客の査証免除
 - ◎ 郵政公社の現行経営形態堅持
 - ◎ 地球温暖化防止のための森林吸収
源対策の確実な推進
など八件です。
- また自分が所属する教育公安委員
会で継続審査となった請願に
- ◎ 教育基本法の改定
 - ◎ 学校教育・社会教育の拡充と教育
基本法の理念と精神を活かした国
民議論を深めること
 - ◎ 教育基本法を改正せず議論を深め
る
理念・精神を活かすこと
があります。



身近な課題を大切に！

新行政改革プログラムは、今後慎重議論が必要！
少子化だからこそ深めたい学校・地域の連携

9月補正予算の内容
一般会計補正予算
(甲)砂防事業、道路・橋梁事
業、台風災害復旧事業、
土地改良事業、林野事業
を実施 5億3,321万円
(丙)担い手の農地集約を図る
ため、機械・設備の整備
を行う団体 に助成
5,672万円
(戊)高性能な林業機械を導入
し、素材の低コスト生産
を促進する団体へ助成
6,522万円
(庚)循環型社会実現のため、
石灰と廃プラスチック
を利用した 建築資材を製
造する民間企業へ助成
3億3,083万円
(辛)平成19年開催が決定した
国体で、広告板の設置や
イベント の実施経費
336万円
(壬)スローフード運動を普及
拡大するため、国際本部
(イタリア)でのイベント
の視察調査経費 575万円
(ハ)ひとめぼれの異品種混入
の対策費、及び平成17年
度の種子 を調達するため
5,476万円
(ニ)本県にとって波及効果の
大きい企業の立地を支援
するために施設投資にか
かる費用の一部を助成
4億4,640万円
(ヘ)ソーラス条約の改定に伴
い、港湾の埠頭用地の照
明等設備及び巡回・監視
の費用 1億6,080万円
(ホ)警察組織の再編にあたり、
駐在所の交番化や単独駐
在所の統合を図るため、
既存施設の改修や増築
2,825万円
(ロ)景観維持や道路周辺の安
全確保のため、松くい虫
被害による 立ち枯れ木を
伐採処理 2,799万円
(ロ)台風15号等の被害に対す
る緊急県単事業(公庫資
金外の借り入れで市町村
が行う利子補給に助成)
321万円
(ニ)漁業施設共済の対象とな
らない台風被害で被災し
た魚網の買い換えに要す
る経費に助成 700万円
継続事業として実施するもの
(田)田沢湖スポーツセンター
建設事業 継続年度は平
成16年度～18年度
13億9,115万円
債務負担行為により支出を
約束したもの
(田)異品種混入により、種子
または銘柄米として出荷
できなくなったための減
収補償費 1億3,832万円
(丙)台風災害対策追加分で、
農業・漁業災害対策資金
利子補給事 業として
5,446万円
(戊)台風災害対策追加分で、
農業被害対策、刈り取り
経費助成、種子購入、ハ
ウス等施設の経費に補助
1億8,052千円

11月 門脇みつひろ 県政懇談会日程等

- 11月2日(火) ●午後7時～●西仙北町中央公民館
 - 11月4日(木) ●午後7時～●神岡町福祉センター
 - 11月5日(金) ●午後7時～●南外村ふるさと館
 - 11月6日(土) ●午後7時～●協和町町民センター(和ピア)
- ※県政の今をお話します。お問い合わせの上おいでください。
また日頃お困りになっていることもご相談ください。
回答できない事案は調査し、後日報告いたします。



《解説》請願は憲法、法律に定めら
れた住民の権利です。県政に対し
て意見や要望があるときは、誰で
も県議会に請願書を出すことがで
きます。請願書は県議会議員一名
以上の紹介者が必要です。陳情書
には必要ありません。提出された
請願書は関係委員会審査し、適
当と認められた後、本会議で採択
されると、知事や教育委員会など
関係の機関に措置要求を行ったり、
必要に応じ国に対して意見書を提
出したりします。



「県政報告」仙北編 通巻6

元気主義

秋田県議会 会派 いぶき
 元氣主義
 昨年の十二月県議会で、自分は「既存施設を活用した介護施設の整備とその手法について」一般質問（提案）をしました（いぶき3号で詳しく掲載）。概略は次の通りです。

門脇 心身機能が衰え、虚弱になり、援助や介護が必要になっても、おじいちゃん、おばあちゃんたちは、長く住み慣れた地域や居住環境を離れることなく、可能な限り自立した生活を確保したいと思っています。そこで家族や地域、NPO団体等が支え合う地域介護の拠点地、例えば農村の空き家や集落会館、町内の空き店舗を改修した、小規模で多機能な施設づくりを進めたらどうでしょう。この取り組みは地域雇用力の向上にも貢献します。

寺田知事 国の動向等を踏まえ、あらゆる制度の活用を図ってサービス

の充実が求めます。NPO法人等に対しては、国が実施している痴呆性高齢者グループホームの施設整備助成制度が活用できるよう努力し、市町村と連携し支援策を検討します。しかしながら、国も県の取り組みも、地域の要望に追いついていないのです。国を頼って長い時間を費やすのではなく、必要な制度づくりに秋田県は汗を流さなければいけません。

長野県では既に始まっていた！

長野県では、自分が提案した助成制度を既に制度化し、実績を上げています。簡単に内容を説明します。長野県は独自に小規模多機能ケア拠点の整備を行っています。その中核的施設が「宅幼老所」です。宅幼老所は高齢者に対するサービスの提供主体だけでなく、乳幼児も預かりたりします。日帰りサービス、日帰り宿泊を運動したものの、共同生活を行うもの等があります。担い手も地域住民が多く、地域に開かれた運営を進めることで、福祉コミュニティを築こうとしています。

具体的には「小規模ケア施設（宅幼老所）支援事業」を平成十四年度にスタートさせました。NPO法人等による民生活用型の宅幼老所の開設に対し、市町村が支援を行う場合、または市町村が自ら整備しようとする場合、県支援事業の補助が得られます（長野市は中核市のため除外）。

小規模多機能なケア施設づくりに向けて

図1 ●長野県の小規模ケア（宅幼老所）支援事業 予算額と宅幼老所開設数

年度	予算額	開設した宅幼老所数
14年度	1億5千万円	29箇所
15年度	2億3千万円	44箇所
16年度	2億3千万円	前年同数程度見込み

※予算財源は全額一般財源

上院額は民家の改修などでは五百万円まで、新設の場合は二千万円までとなっています。この事業で、以降五年間で二九〇箇所の宅幼老所を整備する方針です（図1参照）。同時に大規模施設も整備していくと言います。宅幼老所と言う軽トラックと、特別養護老人ホーム等の大型トラックにはお互い長所・短所があります。それを組み合わせ地域介護力を高めようと考えています。

もう一カ所は、痴呆性高齢者生活支援NPO「みんなのあもり」。ここ

秋田の指針

シリーズ③ 高齢者社会

長野レポート

宅幼老所を訪ねて



七月六日、自家用車を五百キロを走らせて、長野県内の宅幼老所二カ所を訪ねました。代表者のお話から印象的なものを紹介します。

あったかいこ 小林ゆりさん談

有限会社あったかいこは、おそば屋さんを改修してつくりました。年をとっても障害を持って、また痴呆になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、家庭的な雰囲気の中で少人数（十人程度）の個別のケアを実践しています。スタッフは生活相談員二人、看護師一人、介護職員六人の合計九人です。

※居間ではスタッフとおじいちゃんおばあちゃんがいます。また近所の若夫婦が預けた赤ちゃんを、利用者のおばあちゃんがあやしています。これが宅老所なのでしょう。

☆☆☆☆☆☆

の代表者の田中正廣さんこそ、小規模ケア（宅幼老所）支援事業を田中康夫知事に提案した人で、全国の福祉政策を牽引する人物です。

みんなのあもり 田中正廣さん談

病院で痴呆患者の看護をしていました。でも患者さんは病院から飛び出し、社会的な刺激を受けることが必要と思ったんです。それで市営住宅の一棟でケア施設を始めました。病院に十年いて症状が改善されない人も、この三年で変わります。地域との密接な関わりとお年寄りの気持ちを考えた末の政策なんです。

※皆さんを前に、秋田民謡や星影のワルツを唱いました。自分の家にいるような安堵感が、宅幼老所の持ち味です。（詳しくは門脇みつひろの議会活動報告用ホームページにて）



活動日記(7月~9月分)

公式ホームページ「県政活動報告」で、7月~9月に掲載した31件中、印象深い出来事をピックアップしてみました。

●7月18日・田沢湖を考える「思い出の湖分校」を会場に、「取り戻そう！森の湖・田沢湖シンポジウム」が開催されました。田沢湖は国策で魚が死滅した湖です。数年前、子供たちに「何で湖には魚がないの」と問われ、これがきっかけで田沢湖の再生運動に参加しました。写真はシンポジウム会場外でイワナ焼きです。田沢湖で捕れた魚を焼いてお酒が飲みたい！

●8月16日・若手県営プールに行ってみて…
 ここは地熱発電所の廃熱利用で熱水をつくり、それをプールに利用している施設です。だから利用料金が安いです。幼児・小中学生は無料、高校大学生は300円、一般は400円です（午後五時~八時はさらに割安）。秋県立プールは…地域特性や資源活用ができる場所に、施設をつくる視点が必要でしょう。

●8月16日 森林環境・水源税フォーラム
 基調講演のC. W. コルさん（英国南ウェールズ出身、長野県在住）は、森林保全運動と執筆活動を展開中。「世界中に資金援助をしてきた日本が、自国の森に手入れをすることをお金を出し渋ることが理解できません」と言っていました。同感です。

●9月11日・山形県の「山寺芭蕉号(トロッコ列車)」
 息子と乗車。秋田陸送貨鉄道の経営改善ワーキング委員会でも提案のあったトロッコ列車。乗ってみて初めて分かる爽快感です。ずいぶん遠方からも子供連れで乗車する若いご夫婦が多いそうです（特に夏休みや週末は満席です）内陸線もこんな取り組みをして欲しいなあ…。



●秋田県議会「会派いぶき」
 〒010-8570
 秋田市山王4-1-1 秋田県議会棟内
 電話018(860)2094
 FAX018(860)2105

●門脇みつひろ事務所
 〒014-0512
 仙北郡西木村上荒井字新屋10-1
 電話0187(52)5188
 FAX0187(52)5189
<http://www.kadosan.com/>
 メール ifo@kadosan.com

●京野きみこ事務所
 〒012-0826 湯沢市柳町1-3-11
 電話0183(78)1555
 FAX0183(78)1557
<http://www.ham-chan.jp/>

県政報告
 「会派いぶき活動レポート」仙北編 2004・秋
 発行者：秋田県議会会派いぶき 代表 門脇 光浩